

節電チャレンジプログラム規約

1. 本規約について

「節電チャレンジプログラム規約」（以下「本規約」といいます。）は、ホームタウンエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する節電チャレンジプログラム（以下「本プログラム」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。本プログラムをご利用される場合には、本規約が適用されます。当社の電気需給約款[低圧]は、本規約においても同様の意味で使用します。

2. 適用期間・参加期間

本規約が適用される期間（以下「適用期間」といいます。）は、当社がお客さまのお申込みを承諾した日からお客さまが本プログラムの参加を解除された日、対象の電気料金プランの契約が解除され、もしくは終了する日（以下「解除日等」といいます。）までとします。また、お客さまが本プログラムに参加することができる期間（以下「参加期間」といいます。）は、当社が本プログラムに基づき、当社が依頼メールその他の本プログラムに係るメールを送付した日から解除日等までとします。

※当社は、依頼メールその他の本プログラムに係るメールを、本プログラム専用メールアドレスのドメインである「@ht-energy.jp」から送付いたします。

※システムの都合上、お客さまが本プログラムの参加を解除された日以降に依頼メールが送信される場合がございます。

3. 適用条件

お客さまが本プログラムの提供を受けるためには、以下のすべての内容を満たす必要があります。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) お客さまが、本規約の内容に全て同意の上、所定の方法にて参加のお申し込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
- (2) 対象の電気料金プランに係る当社との需給契約およびメールアドレスを登録し、かつ当該メールアドレスで当社からの依頼メール等その他の本プログラムに係るメールを受信すること
- (3) 対象の電気料金プランが適用されている需要場所に通信機能を有したスマートメーターが設置されていること

4. 本プログラムの内容

本プログラムは、お客さまに当社が指定する時間帯（以下「指定時間」といいます。）に、節電をお願いするものです。

対象の電気料金プランにご加入中であるお客さまは、本プログラムに参加のお申込みをいただき、当社から送付する節電を依頼するメール（以下「依頼メール」といいます。）を踏まえて、お客さまが節電した電力量に応じて発行されたポイント（以下「節電ポイント」といいます。）が発行されます。

5. 本プログラムとポイント

- (1) 本プログラムでは、(2) に基づき設定される、お客さまごとの標準的な使用量から実際の使用量を差し引いた残りの値を節電量として定義します。お客さまごとの標準的な使用量および実際の使用量の計算は、30 分値を 1 単位として 1 単位ごとに行い、小数点以下第 3 位を四捨五入し算定します。節電量の計算は、お客さまごとの標準的な使用量と実際の使用量の差を、本プログラムの指定時間ごとにそれぞれ合計した上で算定します。なお、本プログラムの指定時間ごとに合計された標準的な使用量より、本プログラムの指定時間ごとに合計された実際の使用量が多い場合は、節電量を 0kWh として取り扱います。
- (2) 標準的な使用量は、お客さまごとの過去の電気の使用状況を活用し、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（資源エネルギー庁・改定版が発表された場合は最新版に従うものとする）に基づき算定します。平日の場合は、直近 5 日間（本プログラムの対象日を含みません。）のうち指定時間における使用量の多い 4 日間の平均使用量、土日祝日の場合は、直近 3 日間（本プログラムの対象日を含みません。）のうち指定時間における使用量の多い 2 日間の平均使用量に当日調整を加えた値となります（平日の場合は直近 5 日間において、土日祝日の場合は直近 3 日間において、指定時間の平均使用量の最小日が複数ある場合は、本プログラムの対象日から最も遠い 1 日を除き、平日の場合は 4 日間、土日祝日の場合は 2 日間で計算します。）。ただし、次に該当する日を除いて、平日の場合は 5 日間、土日祝日の場合は 3 日間となるよう、本プログラムの対象日から過去 30 日以内（平日および土日祝日）で更に日を遡り、直近日を設定します。

平日の標準的な使用量を算定する場合：土日祝日、過去の本プログラムの対象日および直近 5 日間（土日祝日および本プログラムの対象日を除きます。）の指定時間における使用量の総平均値と比較して、(5) に定める指定時間における使用量の平均値が 25%未満の日

土日祝日の標準的な使用量を算定する場合：平日、過去の本プログラムの対象日および直近 3 日間（平日および本プログラムの対象日を除きます。）の指定時間における使用量の総平均値と比

較して、(5) に定める指定時間における使用量の平均値が 25%未満の日

当日調整：①節電実施日の直近 5 日間のうち、節電実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間の需要データについて、30 分単位のコマ毎の平均値を算出する。②節電実施時間の 5～2 時間前までの 30 分単位 6 コマについて、節電実施日当日の需要量と①の差分を取る。③ ①で算定された値における節電実施時間帯の 30 分単位の各コマに、②で算出された値を加算し、標準ベースラインとする。

※平日は下記休日以外の日をいう。

休日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日ならびに各一般送配電事業者の託送供給等約款における「昼間時間」に指定する日をいう。

- (3) 対象の電気料金プランが適用されている需要場所に設置されたスマートメーターから送られる 30 分値の使用量をもとに節電量を計算します。スマートメーター未設置、システム障害、通信障害などにより、使用量データが欠損していた場合は本プログラムの節電量ならびに節電ポイントの算定対象外です。(2) に基づき設定される標準的な使用量の算定にあたり必要となる日数が足りない場合は、本プログラムの節電量ならびに節電ポイントの算定対象外になる場合があります。
- (4) 当社は、本プログラムが適用されるお客さまに対し、(5) で定める本プログラムの指定時間の節電量に応じて、節電ポイントを発行します。節電ポイントは、指定時間ごとに節電量 1kWh あたり 1 節電ポイントとします。
- (5) 本プログラムの対象日および指定時間は当社が任意で設定します。
- (6) 当社は、本プログラムの指定時間を設定したとき、お客さまに依頼メールを送信します。依頼メールは、登録されているメールアドレス宛に、本プログラム専用メールアドレスから送付します。なお、メールアドレスを変更した場合、変更の設定に数日を要するため、依頼メールが行き違いとなる場合があります。
- (7) 本プログラムの対象の電気料金プランに係る需給契約が複数ある場合は、供給地点特定番号ごとに参加のお申し込みが必要となります。また、特典に関わる節電ポイントは需給契約毎に算定します。
- (8) 引越いや電気料金プランの変更等によって、新たに対象の電気料金プランに係る需給契約を締結した場合は、新たに本プログラムにお申し込みいただかない限りは、節電ポイントの算定対象となりません。また過去のプログラムのポイントと新たなプログラムのポイントの合算は出来ません。

6. 特典内容

特典については、別途ホームページ等でお知らせいたします。

7. 注意事項

- (1) 当社は、本プログラムの一部業務をインフォメティス株式会社（以下、「インフォメティス」といいます。）に委託しております。そのため、お客さまの個人情報（供給地点特定番号、30分電力量、電気料金プラン、メールアドレス、本プログラム参加のお申込み日、参加解除日など）について、本プログラムを実施・運用するために、インフォメティスに提供します。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が有するものとします。
- (2) 依頼メールその他の本プログラムに係るメールの配信停止をご希望の場合は、本プログラムの参加の解除のお申込みが必要となります。
- (3) 本プログラムの参加を解除する場合は、電力契約氏名と供給地点特定番号を記入の上、dr@ht-energy.jp 宛にメールで解除を行いたい旨のご連絡をください。なお、本プログラムの参加の解除には設定に数日を要するため、依頼メールその他の本プログラムに係るメールの配信が行き違いとなる場合があります。
- (4) 本プログラムの参加の解除をお申し出いただいた後、一定の期間内に参加の解除のお申し出および再度の参加のお申込みの両方をされた場合には、参加が継続しているものとみなします。
- (5) 本プログラムの参加期間中に用いる30分値の使用量および対象月の使用電力量は、一般送配電事業者から連携される30分電力量および対象月の使用電力量を用います。30分電力量および対象月の使用電力量は後日訂正されることがありますが、原則、本プログラムでは遡っての訂正はいたしません。
- (6) 本プログラムの参加、お問い合わせ等にかかる通信料はお客さまのご負担となります。
- (7) 本プログラム適用期間中または終了後に、同様または類似のプログラムを行う場合があります。
- (8) 登録メールアドレスに誤りがある場合や迷惑メール対策として本プログラム専用メールアドレスのドメイン「@ht-energy.jp」を受信設定していない場合は、依頼メールその他の本プログラムに係るメールの配信が行われないことがあります。
- (9) 当社は、民法第548条の4の規定に基づき、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の本規約の施行期日以後の本プログラムの内容は、変更後の本規約によります。また、当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期までに、変更後の内容を電磁的方法等によりお

客さまにお知らせします。

- (10) 本プログラムは予告なく変更または終了する場合があります。
- (11) 当社は、本プログラムに関連して、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、機器の故障もしくは損傷、その他お客さまが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとし、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものとします。
- (12) 熱中症等にご注意いただくなど、生活に支障をきたさない範囲で本プログラムにおける節電をお願いします。

2026年6月1日制定